

平成21年

上砂川町議会議録

第3回 臨時会

上砂川町議会

平成21年第3回臨時会

(4月28日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	3
議案第22号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	3
議案第23号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)について(原案可決)	5
閉会の宣告	7
出席議員	8
説明のため出席した者	9
事務局職員出席者	9

平成 2 1 年

上砂川町議会第3回臨時会会議録（第1日）

4月28日（火曜日）午前10時00分 開 会
午前10時16分 閉 会

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
4月28日 1日間
- 第 3 議案第22号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第23号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）

○会議録署名議員

4番	数	馬	尚
5番	高	橋	成 和

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は9名でございます。

理事者側につきましては、全員出席しております。

なお、4月の人事異動によりまして清野建設水道課長、奥山総務企画課参事が本日の臨時会より出席しておりますので、ご紹介いたします。最初に、清野建設水道課長。

○建設水道課長（清野勝吉） 建設水道課長の清野です。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 次に、奥山総務企画課参事。

○総務企画課参事（奥山光一） 総務企画課参事の奥山です。よろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 定足数に達しておりますので、平成21年第3回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、4番、数馬議員、5番、高橋議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第22号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第22号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第22号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、上砂川町税条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

本文の読み上げについては、省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めてまいります。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第22号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております資料ナンバー1の上砂川町税条例改正の概要をご参照いただきたいと思います。このたびの条例改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税について住宅ローン特別控除が創設されたほか、上場株式等の配当及び譲渡所得等に対する軽減税率の延長や、固定資産税の負担調整措置の継続、さらには国民健康保険税の低所得者軽減等に係る関係条項を改正するものでございます。

2番目の改正の要旨でございます。(1)、町民税関係の①、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設であります。この改正につきましては100年に1度の世界経済の危機を迎える中で第1次経済対策の一つとして特に経済効果が大き

い住宅投資の促進による内需拡大の観点から創設されたものであり、控除適用期間は10年となるものでございます。ポイントは、所得税から差し引けない減税分について住民税からも差し引くものでございまして、現行は20年度入居者までとなっております特別措置につきまして対象を拡大するものでございます。アの対象者でございます。新築、中古住宅を取得し、平成21年から25年までの5年間の入居者で、かつ所得税の住宅ローン控除の適用者とし、控除額につきましては所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額について所得税における税額控除額と同額、最高は9万7,500円となるものでございますが、これを限度に個人住民税から控除するもので、市町村に対します申告につきましても給与支払い報告書等について所要の改正を行うということで、一切不要となるものでございます。

②の上場株式等の配当及び譲渡所得等に対する軽減税率の延長につきましては、特例措置が平成20年12月31日で失効となるということから、現行10%の軽減措置について平成21年1月1日から平成23年12月31日まで3年間期間の延長をするものでございます。

(2)の固定資産税関係の①、固定資産税の負担調整措置の継続につきましては、平成21年度から23年度まで引き続き継続するものでございまして、アに記載のとおり税負担が大幅に増加した土地については前年度課税標準額を引き下げ、または据え置くこととし、税負担が一定割合未満の土地については前年度課税標準額に評価額の5%を加算する措置を継続し、税負担の公平化を図るものであります。イにつきましては、平成21年度が3年に1度の評価替えの年ということでございまして、それ以降の据え置き年度におきましても評価額を下落修正できる特例措置を継続するものでございます。

(3)の国民健康保険税関係のうち①の2割軽減対象者の見直しにつきましては、現行所得申請

が義務化されておまして、これにより2割軽減適用の有無が決定されますが、前年度所得で所得要件を満たしていれば、申請をすることなく、一律にその年度については2割軽減を適用するというので、低所得者の負担軽減を図るものでございます。なお、次年度に所得要件を超えた場合については、2割軽減の適用除外となるということでございます。平成21年度の2割軽減世帯につきましては、医療分、後期高齢者支援分で140世帯、うち介護分で66世帯を見込んでいるところでございます。

②の特別徴収の方法による徴収を行わない納税義務者の要件の見直しにつきましては、現在滞納者につきましては年金からの特別徴収しか認められておりませんが、相当程度の納付があれば口座振替による普通徴収を認めることとしたものでございます。

③につきましては、被保険者間の負担の公平及び中間所得者層の負担軽減を図るため、国民健康保険税の介護納付金に係る課税限度額を現行の9万円から10万円に引き上げるもので、当町での対象者につきましては3名というふうに見込んでございます。これによりまして、医療費、後期高齢者支援分を含んだ賦課限度額の合計につきましては68万円から69万円となるものであります。

以上が内容の説明であります。議長のお取り計らいによりまして、条例本文の読み上げにつきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次、質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切

ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第23号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第4、議案第23号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第23号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

本文をご参照願います。平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,050万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年4月28日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終

わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示により議案第23号について内容の説明をいたします。

2ページをご参照いただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款道支出金170万円の追加で、9,113万1,000円となります。

2項道補助金170万円の追加で、1,697万2,000円となります。

歳入合計が170万円の追加で、23億6,050万円となります。

2、歳出、7款商工費170万円の追加で、5,383万4,000円となります。

1項商工費、同額であります。

歳出合計が170万円の追加で、23億6,050万円となります。

3ページ、事項別明細書の歳出でございます。

3、歳出、商工費、商工費、3目観光費170万円の追加で、1,195万3,000円となります。13節委託料170万円の追加で、観光施設周辺環境整備事業、緊急雇用創出推進事業用となるものでございます。

資料ナンバーの2をごらんいただきたいと思います。緊急雇用創出推進事業の概要であります。現在の厳しい雇用情勢にかんがみ、北海道において失業者の雇用を確保するため国の第2次補正予算における緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、基金を設置する中で平成21年度から23年度までの3年間に一時的な雇用、就業機会を創出する事業を実施するものであります。北海道は、この基金を短期雇用就業者創出のために一定基準で各市町村に配分するもので、本町には3年間分で506万5,000円が配分されるものでございまして、3年間で等分し、事業を行うものでございます。

実施事業の内容であります。観光施設周辺環境整備事業といたしまして、温泉の施設周辺やスキー場のほか昨年までに植樹をいたしました北1条線などの桜並木周辺及び墓地等公共施設の草木の

刈り払いとごみ処理等を実施し、失業者の雇用確保を図るものでございます。

実施事業の要件でございます。3に記載しております。事業費に対する人件費の割合が70%以上で、失業者の雇用割合が4分の3以上、そして1人平均実労働日数45日以上と、こうなるものでございまして、すべてハローワークを通し、募集するということになるものでございます。このたびの事業予算は170万円でございますので、人件費につきましては120万円とし、2人雇用でそれぞれ85日間を見込むものでございます。

補助率につきましては100%補助で、平成21年5月の中旬から10月中旬にかけ実施するものとしたしまして、民間委託ということで町内企業に委託するものでございます。

予算書へお戻りください。3ページの歳入であります。2、歳入、道支出金、道補助金、5目労働費補助金170万円の追加で、170万円となります。緊急雇用創出推進事業補助金の計上であります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次、質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。3番、斎藤議員。

○3番（斎藤勝男） お伺いいたします。

募集人員は何名ぐらいやったのですか。

○議長（堀内哲夫） 林総務企画課長。

○総務企画課長（林 智明） 現段階での試算では、先ほど副町長説明いたしましたように2名の85人工分ずつということで、170日分を予算計上するものであります。

○3番（斎藤勝男） 了解。わかりました。

○議長（堀内哲夫） よろしいですか。あとございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切

ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本臨時会に付託されました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成21年第3回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時16分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 数 馬 尚

署 名 議 員 高 橋 成 和

出席議員

議席 番号	氏 名	3 臨
		4.28
1	堀 内 哲 夫	○
2	水 谷 寿 彦	○
3	齋 藤 勝 男	○
4	数 馬 尚	○
5	高 橋 成 和	○
6	大 内 兆 春	○
7	川 上 三 男	○
8	横 溝 一 成	○
9	柳 川 暉 雄	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 臨
		4.28
町 長	加賀谷 政 清	○
副 町 長	貝 田 喜 雄	○
教 育 長	勝 又 寛	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	○
監 査 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○
総 務 企 画 課 長	林 智 明	○
総 務 企 画 課 参 事	奥 山 光 一	○
住 民 福 祉 課 長	山 本 丈 夫	○
税 務 出 納 課 長	高 木 則 和	○
建 設 水 道 課 長	清 野 勝 吉	○
消 防 長	川 下 清	○
教 育 次 長	渡 辺 修 一	○
老人保健施設長 町立診療所事務長 特別養護老人ホーム施設長	高 橋 良	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 臨
		4.28
事 務 局 長	是 洞 春 輝	○
書 記	三 上 美 知 子	○